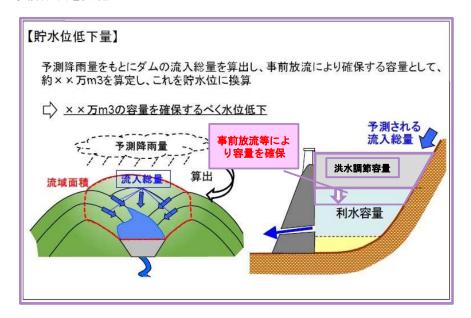
1. 既存ダムの洪水調節機能強化(事前放流等)の取組状況

	取組の流れ	取組時期	実施機関
1	「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」公表	令和元年12月12日	既存ダムの洪水調節機能 強化に向けた検討会議
2	「第1回 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場」開催	令和2年1月21日	近畿地方整備局
3	「事前放流ガイドライン」策定	令和2年4月22日	国土交通省 水管理·国土保全局
4	「第2回 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場」開催	令和2年5月25日	近畿地方整備局
5	「淀川水系治水協定」締結	令和2年5月29日	河川管理者並びにダム 管理者及び関係利水者

2. 既存ダムの洪水調節機能強化(事前放流等)とは

○事前放流ガイドライン(令和2年4月 国土交通省)抜粋

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月 12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、既存 ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、国土交通省所 管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象に、 事前放流を実施



3. 淀川水系治水協定とは

【概要】

河川での洪水被害の回避・軽減を図るため、利水(河川維持、上水、 工水、農水等)のためにダムで貯めている水をあらかじめ放流し、一 時的に洪水を調整するための容量を確保する。

本県の10ダム(土木6、農水4)は淀川水系に含まれ、令和2年5月29日付で「淀川水系治水協定」を締結。

【対象ダム】

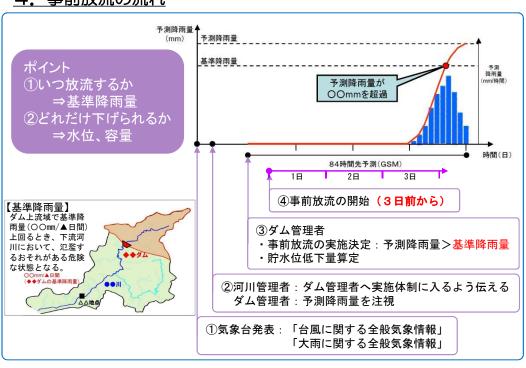
一級水系に存するダム

【協定範囲および締結者】

淀川水系の河川管理者、全てのダム管理者およびダム参画利水者

既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、水系毎に統一的な運用を図る

4. 事前放流の流れ



既存ダムの洪水調整機能強化(事前放流等)について

5. 事前放流実施の基準(高島圏域

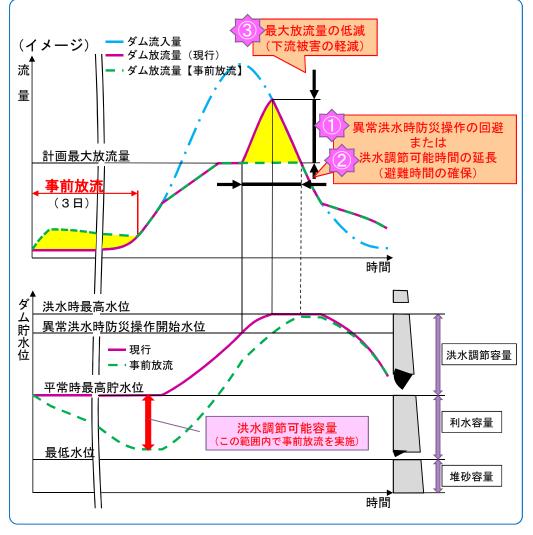


6. 今後の対応

- ・ダム毎の具体の運用方法について、利水者や近傍ダムとの調整 のうえ、事前放流等実施要領を定める。
- ・事前放流後に利水容量が回復しなかった場合の損失補填制度について、国が策定した「事前放流ガイドライン」を踏まえ検討する。
- ・降雨実績や効果等を確認しながら基準降雨量、洪水調節可能容量の見直しなど、さらなる改善に努める。
- 事前放流等を実施しても、洪水被害を完全には防止できないことから、引き続き県民の防災意識の醸成に努める。

7. 事前放流による効果(治水ダム)

- ●事前放流により得られる効果
- ①異常洪水時防災操作の回避
- ②洪水調節可能時間の延長(避難時間の確保)
- ③最大放流量の低減(下流被害の低減)
- ●降雨状況により、ダムの貯水容量を超える可能性もある
- ●下流河川の水位が高い場合には、事前放流ができない場合がある



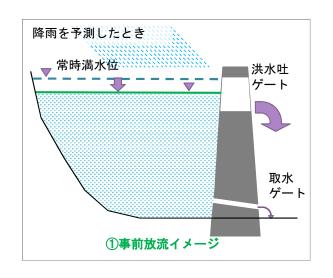
既存ダムの洪水調整機能強化(事前放流等)について

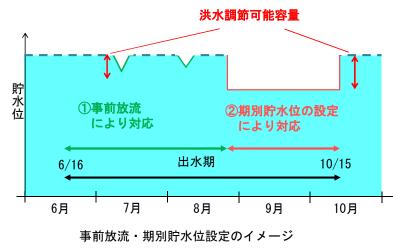
8. 農業用ダムにおける基本的な考え方

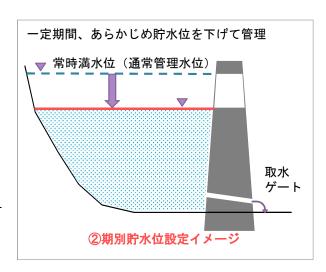
- * ダムの造成者が主体となってダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況を考慮し、検討
- *「①事前放流」と「②期別貯水位の設定」について、確保する洪水調節可能容量を検討

①事前放流 : 気象予測等から洪水発生が予想される場合(基準降雨量を超える場合)に貯水位を下げるもの

②期別貯水位の設定: かんがい用水の需要が減少する時期等に一定期間、貯水位を下げるもの







【参考】県内ダムの造成者および管理・利水の状況

	造成者	受益面積 (ha)	堤高 (m)	管理者	利水者・受益者
犬上川ダム	県	722	45. 0	犬上川沿岸土地改良区	関西電力・犬上川沿岸土地改良区
野洲川ダム	国	3, 120	54. 4	甲賀市・湖南市・栗東市・守山市・野洲市	野洲川土地改良区
永源寺ダム	田	6, 887	73. 5	県	関西電力・愛知川沿岸土地改良区
蔵王ダム	围	2, 706	56. 0	日野川用水施設管理協議会	日野川流域土地改良区